



社協はげんきなこころ応援します

Vol.73

# げんきこころ 地域福祉通信

地域福祉情報をお伝えするコーナーです



<https://ise-shakyo.jp>

伊勢社協

検索

伊勢市 福祉総合支援センターよりせい TEL21-5712 FAX63-5420

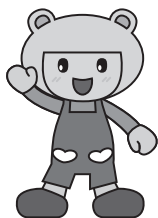
伊勢市生活サポートセンターあゆみ	TEL63-5224 FAX27-2412
伊勢市地域福祉課	TEL63-5334 FAX27-2415
伊勢市ボランティアセンター (八日市場町13-1 福祉センター)	TEL63-6370 FAX27-2415
伊勢市東部支所(二見町茶屋456-2)	TEL43-5551 FAX43-4427
伊勢市西部支所(小侯町元町536)	TEL27-0509 FAX27-0570
伊勢市北部支所(御園町長屋2767)	TEL22-6617 FAX22-6604
げんきこころ一む(小木町曾祢538) [イオンタウン伊勢ラパーク・1階]	TEL63-7130 FAX65-6121

## 成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守り、本人の意思決定を法的に支援する制度です。

こんなことで困っていたら…… 成年後見制度の利用を考えてみませんか？

- もの忘れが進み財産管理がうまくできない
- 頻繁に訪問販売や悪質商法の被害を受けている
- 障がいのある子どもの将来が心配
- 認知症になる前に、これからのことを決めておきたい



伊勢市成年後見サポートセンターきぼうでは、初回相談から後見人の開始までを支援します。

成年後見人などの約 8 割は司法書士や社会福祉士などの専門職ですが、家族が成年後見人などになることもできます。申し立てをする際は、最後まで寄り添いながら書類作成などを支援します。安心して利用してください。

## 成年後見制度を利用する(家庭裁判所に申し立てる)までの流れ

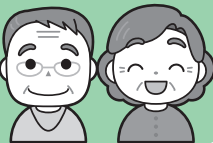
### 1 相談先に連絡

まずは伊勢市成年後見サポートセンターきぼうへ相談。



### 2 申立人を決めます

本人および4親等以内の親族の人であれば申し立てが可能。誰も申立人がいない場合は、相談してください。



### 3 本人情報シート、主治医意見書の作成を依頼

福祉関係者や主治医に申し立てに必要な書類の作成をお願いします。



### 4 本人に関する書類を準備

住民票や戸籍謄本、その他財産の根拠となる書類などを集めます。



### 5 家庭裁判所へ申し立てを行います

書類に不備がないか確認し、切手・収入印紙を添えて家庭裁判所に申立書類一式を提出します。

※内容によっては、鑑定や調査官調査が行われる場合があります。

### 6 後見人の選任

家庭裁判所で選任され、面談を行い、希望を確認します。



伊勢市成年後見サポートセンターきぼう

伊勢市八日市場町 13-1 (伊勢市社会福祉協議会 福祉センター・2階)

TEL 21-1122

FAX 27-2412

※この事業は伊勢市からの委託事業です。